

令和7年度第1回横須賀市再犯防止対策連絡会議全体会 会議録（要旨）

1 日時 令和7年7月28日（月）14時00から14時45分まで

2 場所 横須賀市消防局庁舎 災害対策本部室

3 出席者

委員 佐賀委員、平田委員、中丸委員、久保田委員、實福委員、鍛冶委員、大野委員、
安藤委員代理、金委員、米澤委員、福塚委員、清水（俊）委員、中島委員、
清水（千）委員、椿委員、原口委員、日下委員（座長）

事務局 市民生活課 引口主査、青木

4 資料

資料1 令和7年度横須賀市再犯防止対策連絡会議 委員名簿

資料2 拘禁刑下の矯正処遇等について

提供資料 刑法等の一部を改正する法律の施行について

5 議事

設置要綱の規定により市民生活課長が座長に就任。あいさつの後、職務代理者を指名し、会議の原則公開を確認して議事に移った。

（1）刑法改正に伴う拘禁刑の創設について

久保田委員から、資料2に沿って拘禁刑創設の趣旨、拘禁刑下の処遇、矯正処遇課程・特別コース、拘禁刑下の作業及び拘禁刑を見据えた改善指導・教科指導の充実について説明の後、委員から質疑があった。次に、本議題に関連し、佐賀委員から、提供資料に沿って刑の執行猶予制度の拡充等及び保護観察付全部猶予者の保護観察強化について説明した後、鍛冶委員から、少年鑑別所のアセスメント機能の活用について補足説明があった。

【主な質疑】

- ・6月1日から拘禁刑が施行されることに伴い、必要な場合は作業をさせなくてもよいということになっているが、具体的にはどのようなケースか。

（回答）集団生活が全くできない精神障害者や身体的に工場で作業するのが困難な高齢者などが対象になってくると思われる。

- ・オープンダイアログの手法や考え方を取り入れた「対話実践」について、どのような形で行っているのか詳しく教えてほしい。

（回答）これまで行っていた1対1の面談の中にリフレクティングの役割を担う刑務官や心理専門官が入る形で試行的に実施している。

（2）知的障害や境界知能を持っている人の犯罪について

福塚委員からの質問に対して他の委員が回答する形で会議が進行した後、佐賀委員から、委員

への共有事項として知的障害のある方への対応について保護観察所の立場から説明があった。

【主な質疑】

- ・犯罪を犯す人のうち、知的障害や境界知能を持っている人の割合はどのくらいか。また、再犯率についても教えてほしい。

(回答) 犯罪白書に記載されている(後日回答: 令和5年の知的障害を有する者の割合 入所受刑者2% 少年院入院者8.3%)。再犯率については統計データがない。

【佐賀委員からの共有事項】

知的障害や精神障害の人も矯正施設から社会内処遇に移行する場合、通常であれば引受人の方に引受意思等を確認しながら、保護観察所の環境調整ということで調査や調整を行いながら地域に移行する形が多いが、引受人がいない場合、障害者手帳を持っている本人の同意がある場合は特別調整という仕組みで、地域生活定着支援センターの人に関わってもらい、居住先の確保や日中の活動などの支援も想定しながら、実際に地域に戻ってくる準備がなされていると思われる。

(3) 専門分科会の廃止について

事務局から、令和8年度以降の本会議の開催方法として、課題別の専門分科会を廃止し、全ての委員が一堂に会する形で会議を進めること(=「全体会」の呼称を外す)について提案があり、承認された。

【閉会・事務連絡】

次回の会議日程については、事務局で追って調整する。